

社会福祉法人えびの市社会福祉協議会指定地域密着型通所介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 えびの市社会福祉協議会（以下「事業所」という。）が設置経営する指定地域着型通所介護事業の運営および利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 要介護状態となった場合において、その利用が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 指定地域密着型通所介護の事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という）、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

5 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(職員の区分及び定数)

第3条 指定地域密着型通所介護職員として次の職員を置く。

- | | |
|-----------|------------|
| 一 管理者 | 1名 |
| 二 生活相談員 | 1名 |
| 三 介護職員 | 2名以上 |
| 四 看護職員 | 2名 |
| 五 機能訓練指導員 | 1名（看護職員兼務） |

(職務分掌)

第4条 職務の分掌は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---|
| 一 管理者 | 指定地域密着型通所介護事業所の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 |
| 二 生活相談員 | 利用者の生活向上を図るため、常時必要な指導を行うと共に、関係機関の指示に協力し、その処遇にあたる。 |
| 三 介護職員 | 相談員、看護職員と密接な連携のもとに利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上に努める。 |
| 四 看護職員 | 相談員、介護職員と密接な連携のもと利用者の健康チェック、血圧・体温測定、健康相談等の相談に応じ心身の維持向上に努める。 |
| 五 機能訓練指導員 | 相談員、看護・介護職員の連携のもとに利用者の身体機能、ADL機能の助言・指導、維持向上に努める |

(営業日)

第5条 営業日は次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日

但し、12月29日から1月3日までは除く。

(営業時間、サービス提供時間)

第6条 営業時間、サービス提供時間は次のとおりとする。

営業時間 午前 8時30分から午後 5時15分

サービス提供時間 午前 9時10分から午後 3時20分 (基本)

(定員)

第7条 1日に指定地域密着型通所介護のサービスを提供する定員は18名とする。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第8条 指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴サービス
- 二 給食サービス
- 三 相談・援助等の生活指導、レクリエーション
- 四 日常生活動作訓練
- 五 健康チェック
- 六 送迎

(指定地域密着型通所介護の利用料)

第9条 指定地域密着型通所介護の利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。

- 一 法定代理受領サービスであるときの指定地域密着型通所介護に係る利用料は、利用者負担割合に応じた金額とする。居宅サービス提供の上限を超えるサービスの提供をした場合、その上限を超えるサービス利用料は自己負担とする。
- 二 法定代理受領サービスでない指定地域密着型通所介護の利用料
 - ① 給食費 450円
 - ② おむつ代 1枚150円程度
 - ③ 日常生活において通常必要経費

(利用料等の受領)

第10条 法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として当該指定地域密着型通所介護にかかる居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に差額が生じないように留意する。
- 3 前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

- 二 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用。
- 三 食材料費。
- 四 おむつ代その他指定地域密着型通所介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- 五 前項に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(事業の実施地域)

第11条 指定地域密着型通所介護を行う実施地域は次のとおりとする。

一 えびの市内

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際に、利用者は次の事項について留意するものとする。

一 機能訓練室を利用する際の留意事項

(1) マッサージ機・電子浴治療機を利用する場合は必ず職員へ連絡する。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第13条 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、指定地域密着型通所介護職員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第14条 指定地域密着型通所介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込み者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等を紹介その他の必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

第16条 指定地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定地域密着型通所介護を提供するように努める

(要介護認定の申請等に係る援助)

第17条 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第18条 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第19条 指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

2 指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第20条 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条の各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第21条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供する。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第22条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡その他の必要な援助を行う。

(サービスの提供記録)

第23条 指定地域密着型通所介護を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費用の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第24条 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第25条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

2 自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善に努める。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第26条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第27条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

二 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は、その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

四 指定地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他の必要なサービスを利用者の要望に沿って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供する。

(指定地域密着型通所介護計画の作成)

第27条 管理者は、利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定地域密着型通所介護計画を作成する。

2 管理者は、それぞれの利用者に応じた指定地域密着型通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。

3 指定地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。

4 指定地域密着型通所介護職員は、それぞれの利用者について、指定地域密着型通所介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(利用者に関する保険者への通知)

第28条 指定地域密着型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

一 正当な理由無しに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

第29条 指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、指定地域密着型通所介護職員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第30条 指定地域密着型通所介護事業に従事する職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定地域密着型通所介護事業に従事した職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第31条 居宅介護支援事業者又はその従事者は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第32条 提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定地域密着型通所介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第33条 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第34条 指定地域密着型通所介護に当たる職員は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じたその他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(非常災害対策)

第35条 非常災害に備えて、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(勤務体制の確保)

第36条 利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域

密着型通所介護職員の勤務の体制は別紙のとおりとする。

- 2 通所介護職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。
- 3 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(定員の遵守)

第37条 利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。

(衛生管理)

第38条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 当該指定地域密着型通所介護を提供する場所に置いて感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる

(虐待防止に関する事項)

第39条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(地域との連携)

第40条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、本事業が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

(事業継続計画の策定等)

第41条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(会計の区分)

第42条 指定地域密着型通所介護の事業の拠点となる事務所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第43条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上の為に研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1年以内

(2) 継続研修 年1回

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとする

3 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、事業所と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束)

第44条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員全員に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体拘束の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

附 則

この規程の第2条第4項、第39条第1項、第41条第1項、第43条第1項及び第2項の「を講じるもの」は令和6年3月31日までは「に努めるもの」に読み替える。

附 則

この規程は令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。